

キラ 輝っと さきベ

崎辺地区自治協議会だより

No.27 発行日：R1.6.20

事務局：崎辺地区公民館内

場所：佐世保市十郎新町3番7号

☎：(0956) 27-2170

E-mail：sakibe-ziti@tvs12.jp



6月に入り、崎辺地区5ヶ町では、ふれあいスポーツ大会や町内大清掃などが実施され、町内会活動が活発になってきているようです。自治協では、7月の事業である「世代間交流ニュースポーツ大会」の準備を進めているところです。今月号では、佐世保市の施策である「地域福祉活動計画」について一緒に考えてみたいと思います。

めざそう！ 緑と海に囲まれた

美しいまち 輝っと“さきベ”



「第3期 佐世保市地域福祉活動計画」について学ぼう！

ここでは、佐世保市が策定した「第3期佐世保市地域福祉活動計画」の概要をお伝えします。地域の人と人とのつながりを大切に、誰もが安心して暮らしていくことができる【地域共生社会】をめざし、佐世保市の地域福祉を一層推進するために、“地域でやるべきこと”“自治協議会として取り組むべきこと”を一緒に考えていきましょう。【内容は計画の概要版より引用】

地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域でいくつになっても健やかに安心して暮らすことができるよう、地域住民、社会福祉事業者、ボランティア行政等が、自助・互助・共助・公助、それぞれ「できること」を把握し、協働しながら地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

- ◆ 自助 ◆ … 自分の力で自発的に生活課題を解決する活動
- ◆ 互助 ◆ … 人と人がつながり お互い助け合う活動、ボランティア団体等による福祉活動
- ◆ 共助 ◆ … 社会保険制度や介護保険制度などの制度化された相互扶助
- ◆ 公助 ◆ … 自助・互助・共助でも解決できない課題に対する地方公共団体による施策の実施

基本理念(めざすまちの姿)

市民一人ひとりが住み慣れた地域で、いくつになっても健やかに安心して暮らすためには、介護、障がい、子育て、生活困窮など、各分野の制度を充実させていくことはもちろん

ですが、制度上明確に位置づけがなく、支援が必要な「制度の狭間」にある状態や世帯の中で複合化した問題を抱えている状態など、地域では必ずしも制度の枠組みだけでは対応できない課題を抱えています。

地域が抱える課題を解決するため、本計画では、従来の制度や組織の「縦割り」を「つながり」に変えて、より効果的な仕組みづくりをめざし、身近な地域で気軽に相談できる包括的な相談体制づくりや地域の課題を地域で解決する地域力の強化(←ここに自治協議会や福祉推進協議会の力が必要になります)、関係者が連携し適切な支援につなげる体制づくりなどに取り組み、地域福祉の推進を図ります。(…後段省略…)

一人ひとりが役割を持ち、
地域で支え合いながら暮らすことができる
「地域共生社会」の実現
～ 人と思いがちなまち 佐世保 ～

基本理念を達成するための基本目標

地域共生社会の実現

◆ 基本目標1 地域課題の把握・解決のための仕組みづくり（体制・連携の充実）

1. 地域の課題を把握する体制づくり

主な取組み

- ・身近に相談できる体制づくり
- ・民生委員児童委員の活動支援

天神民児協の方々の活動を支援します。



2. 課題を解決するための体制づくりと活動の推進

主な取組み

- ・地域福祉を推進する組織の基盤強化と活動支援
- ・多機関協働による地域の相談支援体制の構築
- ・課題解決に向けて“つながる”仕組みづくり

3. 情報発信力の強化

主な取組み

- ・福祉サービス利用者の選択に役立つ情報提供
- ・コミュニティソーシャルワークに対応した情報提供



◆ 基本目標2 地域における福祉活動の充実と人材育成（地域力の強化）

1. 住民による自主的な地域活動の推進

主な取組み

- ・ふれあいいきいきサロンの推進
- ・食を通じた地域活動の支援
- ・コミュニティビジネスに関する研究

崎辺地区自治協の活動で地域力を強化しよう！



2. ボランティア・市民活動の推進

主な取組み

- ・ボランティアセンター運営
- ・ボランティア活動支援
- ・災害ボランティアネットワークの推進
- ・災害ボランティアに関する意識啓発

3. 共に生きる地域づくりの推進

主な取組み

- ・ふくし教育の実践
- ・地域福祉への意識啓発
- ・福祉活動プラザの運営



◆ 基本目標3 自立した生活を支える福祉サービスの展開（福祉サービスの充実）

1. 生活支援・自立支援等の取組み

主な取組み

- ・佐世保市福祉資金貸付事業
- ・長崎県生活福祉資金貸付事業
- ・生活困窮者自立相談支援事業の推進
- ・日常生活自立支援事業
- ・させぼ成年後見センター運営事業

2. 緊急時や災害時に対応できる体制の充実

主な取組み

- ・緊急時、救急時に備える取組み
- ・福祉避難所
- ・災害時避難行動要支援者支援事業の推進

3. 社会福祉法人による公益的な取組みの充実

主な取組み

- ・地域公益事業への地域の福祉ニーズの反映



計画を推進するための市民一人ひとりの役割

地域福祉活動の主役は、地域で生活している市民一人ひとりです。地域の一員として、隣近所とのあいさつなどにより、人と人との繋がりを大切にするとともに、地域福祉の担い手として地域の課題を我が事として受け止め、住まう地域をより良くするため、地域でのボランティア活動等に参加するなど、自分が取り組めることから積極的に参加することが大切です。